コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　The Miyazaki Bank, Ltd.

最終更新日：2015年7月7日

株式会社宮崎銀行
取締役頭取　平野亘也
問合せ先：経営企画部　(0985)32-8212
証券コード：8393
http://www.miyagin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行はコーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、経営の健全性と透明性を高めることを重要な課題と位置付け、積極的にその取り組みを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,082,000	2.88
宮崎銀行従業員持株会	4,988,762	2.82
株式会社福岡銀行	4,578,188	2.59
日本生命保険相互会社	4,415,875	2.50
明治安田生命保険相互会社	4,402,010	2.49
株式会社鹿児島銀行	3,869,984	2.19
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,704,260	2.10
CBNY GOVERNMENT OF NORWAY	3,638,000	2.06
株式会社肥後銀行	3,605,188	2.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,095,184	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日野直彦	弁護士								△			
山内純子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日野直彦	○	日野直彦氏は当行社外監査役就任前の、平成14年8月1日から平成20年4月30日まで当行顧問弁護士の任に当たっていただいており、その間顧問契約に基づく顧問料を支払っておりました。	弁護士として法令等に関して専門的知見を有しており、その経験、見識を当行の経営に活かしていただくため。 【独立役員指定理由】 当行と日野氏本人との関係において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はないことから、独立性に問題はなく、中立・公正な立場を保持していると判断しているため。
山内純子	○	山内純子氏は、個人として当行と取引がありますが、与信取引はなく、一般的な預金取引のみであります。	全日本空輸株式会社などで要職を歴任し、幅広い経験や知識を有しており、外部から見た経営全般に関する助言や、当行初めての女性役員として女性の登用推進についての有益な助言をいただくため。 【独立役員指定理由】 当行と山内氏本人との関係において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はないことから、独立性に問題はなく、中立・公正な立場を保持していると判断しているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、期中の会計処理および決算内容、並びに財務報告に係る内部統制について監査を受け、

適正な会計処理および透明な経営の確保に努めております。監査役は、会計監査人と監査計画および進捗状況等の定例会議を開催するとともに、監査結果報告における内部統制の整備運用状況等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。
監査役は内部監査部門である監査部から、内部管理体制の評価および抽出された課題等について、定例的に監査結果報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下健次	その他										△	△		
島津久友	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下健次	○	山下健次氏は平成26年4月末まで、当行の取引先である宮崎県信用保証協会会長を歴任しておりました。同協会は、信用保証協会法によって設立された公的機関であり、当行は基本財産の一部を負担しておりますが、同協会との取引は、当行から中小企業者が借入をする際の保証の他は、主に預金者としての通常の預金取引であります。 また、同協会には、当行代表取締役が非常勤理事を、当行元職員が専務理事をそれぞれ務めており、当行と同協会は社外役員の相互就任の関係となります。	宮崎県庁で要職を歴任し、また、宮崎県信用保証協会会長職の経験から、県内の中小企業の経済状況や動向にも精通しており、その経験、見識により経営の監視機能を発揮していただくため。 【独立役員指定理由】 宮崎県信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、当行の意思決定が同協会の運営に影響を与えるとは考えられないこと、また、山下氏本人は同協会会長を退任し既に1年超経過していることから、独立性に問題はなく、中立・公正な立場を保持していると判断しているため。
島津久友	○	島津久友氏は当行の取引先である島津山林株式会社および株式会社島津茶園の代表取締役であります。当行と両社の間では、過去に与信取引がありましたが、現在または最近において与信取引はなく、一般的な預金取引のみであります。	金融機関等での幅広い経験、実績があり、また、代表者として会社経営に関する知見も有しており、その経験、見識により経営の監視機能を発揮していただくため。 【独立役員指定理由】 当行と島津氏本人との間において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はないことから、独立性に問題はなく、中立・公正な立場を保持していると判断しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬制度の見直しとして、平成25年6月27日開催の定時株主総会決議により、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の内容（平成26年４月１日～平成27年３月31日）
1．取締役及び監査役に支払った報酬額
　取締役　11名　198百万円（うち社外取締役１名　4百万円）
　監査役　7名　65百万円（うち社外監査役４名　11百万円）
　※支給人数には、第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役３名を含んでおります。
　※報酬等には、役員賞与引当金繰入額30百万円(取締役21百万円、監査役８百万円)および新株予約権に関する報酬等の額40百万円（取締役40百万円）を含んでおります。
2．上記のほかに、使用人兼取締役の使用人としての報酬68百万円を支給しております。
3．上記のほかに、第129期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役２名に46百万円、退任監査役３名に32百万円の役員退職慰労金を支給しております。
4．定款または株主総会で定められた報酬限度額は、取締役年額230百万円、監査役年額90百万円であります。また、第128期定時株主総会で定められた取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の限度額は、上記とは別枠にて年額70百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行では、平成25年６月27日開催の定時株主総会の決議により、取締役の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。
また、あわせて監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しました。
これにより、当行の取締役に対する報酬等は、「基本報酬」、「役員賞与」および「ストックオプション報酬」で構成され、監査役に対する報酬等は、「基本報酬」および「役員賞与」となりました。
「基本報酬」および「役員賞与」については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬年額の最高限度額(取締役230百万円、監査役90百万円)を決定しており、株主の監視が働く仕組みとなっております。
各取締役の基本報酬額は、当行の定める一定の基準に従い、各取締役の報酬額を取締役会にて決定しております。各監査役の基本報酬額は、監査役の協議により決定しております。
また役員賞与は、株主総会の決議による取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬年額の最高限度額の範囲内で、取締役会により決議された支給総額に基づいており、各取締役の支給額は取締役会で決定、各監査役の支給額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役室に専属のスタッフを配置し、社外監査役を含めた監査役の職務執行を補佐しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務運営に関しましては、取締役会および常務会において、当行並びにグループ全体の重要事項に関する的確かつ迅速な意思決定を行い、急激に変化する経営環境に対応できる経営体制をとっております。
なお、取締役の業務執行については、取締役会および監査役による監督および監査が行われております。
更に、社外取締役２名を選任し、取締役会における経営の意思決定機能および経営監督機能の更なる強化に取り組んでおります。
当行は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会および常務会等重要な会議に出席するなど、取締役に対する監査機能を十分発揮できる体制となっております。なお、当行は監査役４名のうち２名を社外監査役としており、社外監査役は、取締役会に出席し、外部の立場から経営全般について助言を行っております。また、監査役を補助する専属の使用人を配置する等それを支える十分な人材および体制を確保しております。
当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役および社外監査役との間において、同法423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
各種委員会につきましては、法令遵守状況のチェック、問題点および課題の対応策を検討するための機関として常務以上の取締役および関係部長をメンバーとする法令等遵守委員会を設置しております。また、多様化する各種リスクの管理状況を統括的に把握し、適切なリスク管理態勢の構築を図ることによる経営の健全性確保と収益性確保を目的に、常務以上の取締役および各部長をメンバーとするリスク管理委員会を設置しております。
内部統制の仕組みにつきましては、業務上発生するリスクへの対応に関して、リスク管理の統括部署および各リスク管理担当部署を明確に定め、相互牽制機能を十分発揮させる体制としております。
また、独立した内部監査部門である監査部は監査役と連携を図り、年度毎の監査計画に基づき、非監査部門から独立した立場から内部管理体制の適切性、有効性について総合的・客観的に評価・検証を行い、その内容については、四半期毎に取締役会で報告を行うとともに、会計監査人に内部監査結果を報告するとともに、内部統制監査等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。
会計監査につきましては、監査役は会計監査人と監査計画および進捗状況等の定例会議を開催するとともに、監査結果報告における内部統制の整備状況等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役および社外監査役が独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性、効率性の検証を行う等、経営監視に対して客観性および中立性が確保できており、株主からの負託を受けた実効性のある経営の監視機能を十分に発揮できる体制が整っているものと判断しております。

1．社外取締役および社外監査役は、以下のとおり、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。
（1）法令、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を生かして、外部の立場から経営全般について助言を行っております。
（2）外部からの視点で、取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視の実効性を高めております。
2．経営監視機能の強化に係る具体的な体制および実行状況は、以下のとおりです。
（1）監査役を補助する専属の使用人を配置するなど、それを支える十分な人材および体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。
（2）法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査により、経営監視の強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成27年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能にしました。
その他	報告事項の説明に映像を使用するなど、株主の皆様に対する説明に配慮した対応に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料のほか、決算短信、決算説明資料およびディスクロージャー誌等を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内に設置している。	
その他	宮崎県内主要5地区および鹿児島県内主要1地区において、決算内容説明会を年1回実施。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	中期経営計画「Challenge No.1」（平成26年4月から平成29年3月まで）～成長力九州No.1銀行の実現～では、「トップラインの拡大」、「生産性の追求」、「人財力の向上」を基本方針としております。 計画達成のためには、トップラインの拡大を図る必要があります。そのために、一番のベースとなる人財力を向上させることと同時に、業務の効率化・軽量化にも取り組むことで、一人ひとりの生産性を向上させ、総人員を増やすことなく営業人員を増員し、成長市場・成長分野への営業資源再配分を実施します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】

当行では、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

1.当行の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
以下により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するものとする。
(1)コンプライアンス態勢として「法令等遵守方針」、法令等遵守基準として「行動憲章」を設け、コンプライアンス態勢に係る規程として「法令等遵守規程」、手順書として「法令等遵守マニュアル」を定める。
(2)コンプライアンスの徹底を図るため、リスク統括部に「法務室」を設置し、コンプライアンスに係る統括部署として位置付け、コンプライアンスに関する情報等の一元管理を行い、定期的に「法令等遵守委員会」を開催して「取締役会」に付議・報告する態勢とする。
(3)反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。
2.当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
以下により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うものとする。
(1)法令および別途定める社内規則の規程に基づき、取締役会議事録ほかその重要度に応じて、決裁文書等の経営情報文書(電磁的記録を含むものとする)を関連資料とともに保存する。
(2)前項に定める文書の保存期間および保存場所は、法令および別途定める社内規則の規程に基づき定める。
3.当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行のリスク管理を体系的に定めた「内部管理基本方針」、「リスク管理基本方針」を制定し、経営の健全性の確保と収益性の向上に取り組む。多様化・高度化するリスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置し、情報管理についてもリスク統括部内に情報管理室を設け、セキュリティを確保する。またリスク管理委員会を設置し、リスク全般に関して審議を行い経営の健全性の向上に努める。
リスク管理の規程では、全てのリスク管理の基本となるリスク管理基本方針に基づき、「統合的リスク管理規程」「自己資本管理規程」「信用リスク管理規程」「市場リスク管理規程」「流動性リスク管理規程」「オペリスク管理規程」「事務リスク管理規程」「システムリスク管理規程」「情報セキュリティ・リスク管理規程」「法務リスク管理規程」「人的リスク管理規程」「有形資産リスク管理規程」「風評リスク管理規程」を定める。また情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」および具体的な管理手法を「情報セキュリティ基本規程」に定める。
4.当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率化を図るため、常務会、担当取締役制などの体制を整備する。また取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
5.当行の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
以下により、従業員の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するものとする。
(1)行是綱要を企業活動の根本理念とし、従業員向けには「就業規則並びに付属規程」を定め、実際的な行動の際の指針とする。
(2)取締役会がコンプライアンスに関する年度(または半期)計画を策定し、これに沿ってリスク統括部法務室および各業務所管部が従業員教育を展開するとともに、各部署の日常的な活動状況のチェックおよび指導を実施する。
(3)リスク統括部法務室および人事部を事務局とするコンプライアンスに係るヘルプラインを設け、直接通報できる仕組みとする。
(4)リスク統括部および監査部は、日頃から連携して、全行のコンプライアンス態勢およびコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたる。
6.次に掲げる当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行を含む銀行グループにおける業務の適正は、次により確保する。
(イ)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
(1)当行は、「グループ会社運営規程」に基づき、グループ会社に対して、業績や財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づける。
(2)当行は、グループ会社の経営状況等を協議するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当行は、「グループ会社リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー別に所管部署を定め、グループ会社のリスクを適切に管理・監視する。
(2)当行は、グループ会社に対して、リスクカテゴリー別の管理状況について、定期的な報告を義務づける。
(3)「内部監査規程」に基づき、監査部がグループ会社のリスク管理の状況、規程等の遵守状況、社内検査の状況等について監査する。
(4)リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況について、リスク管理委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
(ハ)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当行の取締役からグループ会社担当取締役を決め、事業の総括的な管理を行う体制とする。
(2)当行との連携を密にし、当行の経営方針を徹底するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
(ニ)子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当行は、グループ会社に対して、当行の「法令遵守方針」に則り、「法令等遵守規程(マニュアル)」を作成し、その遵守状況について、定期的に報告することを義務づける。
(2)リスク統括部は、グループ会社の法令等遵守状況について、法令等遵守委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
(3)グループ会社のヘルプラインについては、グループ内の役職員が、当行のコンプライアンス部門であるリスク統括部法務室および人事部に直接通報できる制度を設ける。
(4)当行およびグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定める。
7.当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、経営執行部門と独立した監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くものとする。
8.前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役および使用人は、前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等に際しては、監査役会の同意を得るものとする。
9.次に掲げる当行の監査役への報告に関する事項
(イ)当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制
(1)取締役および使用人は、社内規程等に基づき、監査役に対し、法定事項以外にも法令等遵守およびリスク管理上重要な事項については報告するものとする。
(2)監査部は、グループ会社を含めた監査の結果について、監査役に対し定期的に報告するものとする。
(3)リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況や法令等遵守状況も含めて、監査役の参加するリスク管理委員会、法令等遵守委員会、取締役会に定期的に付議または報告する。また、各部署は、グループ会社に関する事項も含め、社内規程等に定められた事項、重要な事項につき、監査役に直接報告するものとする。
(ロ)子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
リスク統括部法務室および人事部は、内部通報の内容および調査結果について、監査役の参加する法令等遵守委員会において定期的に報告する。また、重要な事案が発生した場合、必要に応じて監査役に対し直接報告するものとする。
10.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
ヘルプライン規程に基づき、通報者に対して、通報等をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。
11.当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等の支払いのため、毎年、一定額の予算を設ける。
12.その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役との相互認識を深めるよう努力するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況】

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当行は、反社会的勢力排除に向け、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。
2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行は、法令等遵守規程に反社会的勢力とは断固として対決することを定めているほか、法令等遵守マニュアル等にて、反社会的勢力への対応体制および具体的な対応要領等を定め、役職員へ周知徹底している。

また、必要に応じて本部関連部署および警察当局等との連携・協力体制のもと、反社会的勢力との取引排除に向け組織的に取り組んでいる。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当行は、経営企画部を適時開示の担当部署としており、有価証券上場規程第417条に基づく情報取扱責任者として経営企画部長を任命しております。

経営企画部は、取締役会への付議事項の立案およびその執行に関する事項の決定等を行う常務会の事務局、経営方針の企画および立案等を行う企画担当、連結財務諸表および財務諸表の作成を行う経理担当、関係会社(6社)の業務運営を統括管理する関係会社担当および広報を統括する広報担当の各部署を有し、適時開示の検討対象となる会社情報(決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報等)を収集する体制となっております。

経営企画部は、適時開示の検討対象となる会社情報について、有価証券上場規程等に基づき、適時開示の必要性を検討し、適時開示を行う必要があると判断した場合には、担当取締役に開示内容、開示時期およびその方法等を起案するとともに、代表者および他の経営陣並びに監査役に対して報告を行い、速やかに開示を行う体制となっております。

なお、適時開示の検討対象となる会社情報の収集とその検討に当たりましては、内部者取引未然防止規程を制定し、整備運用しております。

コーポレート・ガバナンス体制

平成27年7月7日現在

